

秦野市カルチャーパーク条例

(平成 27 年 12 月 17 日条例第 26 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場を一体的に市民及び滞在者に提供することにより公共の福祉を増進し、持続可能で活力のあるまちづくりに役立てることを目的とする。

(名称及び区域)

第 2 条 前条の目的を達成するために主たる区域を平沢地内として本市が整備し、及び提供する場の名称は、秦野市カルチャーパーク(以下「カルチャーパーク」という。)とする。

2 カルチャーパークの区域は、公告する。その範囲を変更するときも、また、同様とする。

(カルチャーパークの構成施設等)

第 3 条 カルチャーパークは、次に掲げる施設により構成される。

- (1) 文化会館
- (2) 図書館
- (3) 総合体育館、陸上競技場、野球場、庭球場及び水泳プール
- (4) 中央こども公園
- (5) みずなし川緑地(一部)、みずなしがわさぼう公園及びじょうや児童遊園地

2 カルチャーパークには、前項の構成施設の附属施設として必要な駐車場が整備されるものとする。

(構成施設に係る個別条例)

第 4 条 カルチャーパークの構成施設の設置、管理等について必要な事項は、それぞれ別に条例で定める。

(秦野市カルチャーパーク基金の設置)

第 5 条 カルチャーパークの利用を普及し、愛着を醸成して第 3 条第 1 項の構成施設及び他の関連施設の整備を図るため、秦野市カルチャーパーク基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、第 3 条第 1 項の構成施設又は他の関連施設ごとに、規則で定めるところにより区分して管理される。

(基金の積立て)

第6条 毎年度基金として積み立てる現金の額は、次に掲げるものの合計額とし、その年度の一般会計予算に計上した額とする。

- (1) 基金の趣旨に沿う寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用収益の処理)

第8条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して基金の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(基金の繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第10条 市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限って、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(秦野市都市公園条例の一部改正)

2 秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第12号中「総合体育館及びおおね公園温水プール」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館及び秦野市おおね公園温水プール」に改める。

第14条第3項第1号中「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

別表第1の1の表中「秦野市中央運動公園陸上競技場」を「秦野市カルチャーパーク陸上競技場」に、「秦野市中央運動公園水泳プール」を「秦野市カルチャーパーク水泳プール」に、「秦野市中央運動公園野球場」を「秦野市カルチャーパーク野球場」に、「秦野市中央運動公園庭球場」を「秦野市カルチャーパーク庭球場」に、「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

別表第1の2の表中「秦野市中央運動公園野球場屋外照明設備」を「秦野市カルチャーパーク野球場屋外照明設備」に、「秦野市中央運動公園野球場電光掲示板設備」を「秦野市カルチャーパーク野球場電光掲示板設備」に、「秦野市中央運動公園野球場本部室」を「秦野市カルチャーパーク野球場本部室」に、「秦野市中央運動公園野球場シャワー室」を「秦野市カルチャーパーク野球場シャワー室」に、「秦野市中央運動公園庭球場屋外照明設備」を「秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備」に、「秦野市総合体育館屋内照明設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館屋内照明設備」に、「秦野市総合体育館冷房設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館冷房設備」に、「秦野市総合体育館暖房設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館暖房設備」に、「秦野市総合体育館電光得点表示盤」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館電光得点表示盤」に、「秦野市総合体育館放送設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館放送設備」に、「秦野市総合体育館可動席」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館可動席」に、「秦野市総合体育館組立てステージ」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館組立てステージ」に改める。

別表第2の2の表中「秦野市中央運動公園陸上競技場」を「秦野市カルチャーパーク陸上競技場」に、「秦野市中央運動公園水泳プール」を「秦野市カルチャーパーク水泳プール」に、「秦野市中央運動公園野球場」を「秦野市カルチャーパーク野球場」に、「秦野市中央運動公園庭球場」を「秦野市カルチャーパーク庭球場」に、「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

別表第2の3の表中「秦野市中央運動公園野球場」を「秦野市カルチャーパーク野球場」に、「秦野市中央運動公園庭球場屋外照明設備」を「秦野市

カルチャーパーク庭球場屋外照明設備」に、「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。